

厚生労働省
和歌山労働局発表
平成23年2月10日

担 当	厚生労働省和歌山労働局 労働基準部監督課
	課長 田之上英治 監察監督官 井上 剛宏 電話 (073) - 488-1150

介護事業者に対する監督指導結果

～ 84.2%の事業場で違反が認められる ～

和歌山労働局（局長 かんだよしとみ 神田義宝）は、管下の5つの労働基準監督署が、平成22年中に実施した介護事業者に対する監督指導結果を取りまとめた。

監督指導実施事業場152のうち、128事業場（84.2%）で違反が認められ、その内容は、労働時間の取扱いが不適切である、割増賃金が適正に支払われていない、就業規則を作成していない等労働基準法の基本的な事項のほか、健康診断の未実施や衛生管理者の未選任等の労働安全衛生法関係事項にも及んでいた（別添「介護事業者に対する監督指導結果」参照）。

和歌山労働局では、平成23年度においても、介護事業者を重点対象と位置づけ、一般労働条件の確保・改善及び安全衛生管理の確立を目標とし、引き続き監督指導を実施することとしている。

また、事業所管官庁である和歌山県及び事業者団体に対し、一般労働条件の確保改善について文書要請を行い、これら機関、団体と連携して介護事業場における職場環境の改善に努めることとしている。

* 監督指導

労働基準監督署では、賃金の支払いや労働時間の管理などが適正に行われているか、職場の機械や設備が安全基準を満たしているかを確認するため、労働基準監督官が事業場を立入調査する監督指導を実施している。

監督指導の結果、法令違反が認められた場合には、是正勧告によりその是正を図る行政指導を行っている。

平成22年に実施した和歌山県下の監督指導（定期監督）の件数は1,461件で、そのうち何らかの法令違反が認められたのは約70%であり、介護事業場の違反率は全体の違反率より約1.4ポイント高い結果となっている。

介護事業者に対する監督指導結果

第1 監督結果集計期間及び監督実施事業場数等

(平成22年1月1日～平成22年12月31日)

	訪問介護	施設介護	合計
監督実施事業場数	66	86	152
違反事業場数	57	71	128
違反率 (%)	86.4	82.6	84.2

第2 違反内容及び件数

	違反内容	法条文	件数
労働基準法関係	最低賃金以上の賃金を支払っていないこと	最賃法第4条	10
	労働条件を明示(雇入通知書を交付)していないこと	労基法第15条	26
	適正な賃金の支払いがなされていないこと	労基法第24条	10
	法定労働時間を超えて労働させていること	労基法第32条他	63
	休憩時間の付与が法定を下回っていること	労基法第34条	4
	休日の付与が法定を下回っていること	労基法第35条	12
	時間外労働に対する割増賃金を不適正支払い	労基法第37条	68
	就業規則を作成・届け出していないこと	労基法第89条	44
	法令、就業規則等の周知がなされていない	労基法第106条	4
	労働者名簿を作成していないこと	労基法第107条	7
賃金台帳を調整していないこと	労基法第108条	25	
安衛関係	健康診断関係(定期健診等の未実施、結果報告未提出等)	安衛法第66条他	36
	衛生管理者を選任していないこと(50人以上の事業場)	安衛法第12条	9
	衛生推進者を選任していないこと(10人以上の事業場)	安衛法第12条の2	5
	産業医を選任していないこと(50人以上の事業場)	安衛法第13条	9
	衛生委員会(設置していない、開催していない)	安衛法第18条他	12

(注) 複数の違反が認められた事業場が存在するため、違反事業場数合計とは一致しない